

仙台市経営戦略会議設置要綱

(平成21年11月25日市長決裁)

(設置)

第1条 本市の行財政改革に係る計画の策定に関する事項，行財政改革の推進に関する事項その他の行政経営に関する事項について幅広い見地から意見を得るため，仙台市経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 戦略会議は，委員15人以内をもって組織する。

2 委員は，市政に関し識見を有する者のうちから，市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 戦略会議に，会長及び副会長1名を置き，会長は委員の互選により，副会長は会長の指名により，それぞれ定める。

2 会長は，戦略会議を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略会議の会議は，必要に応じて市長が招集し，会長が主宰する。

2 戦略会議の会議は，委員の過半数が出席しなければ，開くことができない。

3 会長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見を聴き，又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 戦略会議の庶務は，総務企画局総務部行財政改革課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，戦略会議の運営に関し必要な事項は，会長が戦略会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は，平成21年11月25日から実施する。

(仙台市行財政改革推進会議設置要綱の廃止)

2 仙台市行財政改革推進会議設置要綱（平成9年9月29日市長決裁）は，廃止する。

(委員の任期に関する特例)

3 平成25年度に委嘱する委員に係る第3条第1項の適用については，同項中「2年」とあるのは，「委嘱の日から平成28年3月31日まで」とする。

附 則（平成23年5月1日改正）

この改正は，平成23年5月1日から実施する。

附 則（平成25年11月29日改正）

この改正は，平成25年11月29日から実施する。